

秋田県営発電所の売電に係る仕様書

令和7年8月4日

1 適用

この仕様書は、秋田県営発電所で発電する電気の売電等の契約（以下、「本契約」という。）に適用する。

2 対象発電所

別紙1 本契約対象発電所による。

3 売電予定電力量

(1) 売電予定電力量

各年度の売電予定電力量を表1に、発電所別月別売電予定電力量を別紙2に示す。

天候による河川の流況変化、発電所の故障や修繕等による停止、河川管理上の都合等により発電電力量は変動するため、売電予定電力量を保証するものではない。

なお、参考に直近5か年の発電所別月別売電実績電力量を別紙3に示す。

表1 売電予定電力量

令和8年度	339,495,000 kWh
令和9年度	264,329,000 kWh
令和10年度	265,704,000 kWh
合計	869,528,000 kWh

(2) 電力の購入

秋田県と本契約を締結する事業者（以下「買受人」という。）は、秋田県が発電した売電予定電力量に変動が生じた場合であっても、その全量（所内等で使用する電力量を除く。）を購入すること。

(3) 発電予想

秋田県は、原則として、毎日の発電予想電力（以下「発電パターン」という。）を、前日の10時を目処に買受人へ通知する。通知方法等については、秋田県と買受人との協議により定めるが、通知後の買受人の都合による発電パターンの変更は原則として認めない。

河川の流入状況により出力変動する発電所（主に別紙1対象発電所に示す水路式発電所）は、発電パターンと実績値とが相違することがある。

(4) 発電の停止及び制限

秋田県は、翌日の発電予想の通知以降において、次の事由等により、発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更することがある。なお、秋田県は可能な範囲で、発電停止時間の縮小及び速やかな通知に努める。

- ① 当該発電所の施設、設備の故障
- ② 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- ③ ダム及び土地改良区など河川の利水者等からの要請
- ④ 取水設備に流入する河川の流量変動
- ⑤ 河川内事故など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
- ⑥ 一般送配電事業者からの指示等
- ⑦ 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障等
- ⑧ 電力広域的運営推進機関の指示等

⑨ その他、保安上の必要がある場合

(5) 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

秋田県は、設備の機能を維持するために、定期点検、修繕等により発電を停止することがある。その場合、秋田県は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。

ただし、設備の故障等により、緊急に点検、修繕等を要する場合には、発電停止後、速やかに買受人へ通知する。

4 電力量料金等

買受人が秋田県に支払う毎月の電力量料金は、原則として次のとおりとする。

(1) 料金構成

- ・基本料金及び従量料金の2部料金制とする。
- ・基本料金の割合は5割以上とし、その割合は本プロポーザルでの提案内容に拠るほか、秋田県と買受人が協議のうえ決定する。

(2) 算定方法

買受人が秋田県に支払う毎月の電力量料金は、次の算定方法により算定した電力量料金（月額、税抜）に、消費税等相当額（※）及び系統連系受電サービス料金等（以下「発電側課金」という）を加えたものとする。ただし、一般送配電事業者に対する発電側課金の支払い方法は、秋田県と買受人の協議により定めるものとする。

$\begin{aligned} \text{電力量料金（月額、税抜）} &= \text{基本料金} + \text{従量料金} \\ \text{基本料金} &= \text{売電期間合計売電予定電力量（kWh）} \times \text{購入単価（円/kWh）} \\ &\quad \times \text{基本料金割合（\%）} \div 100 \div 36 \text{（ヶ月）} \\ \text{従量料金} &= \text{当該月の受給電力量（kWh）} \times \text{購入単価（円/kWh）} \times \left(100 - \text{基本料金割合（\%）}\right) \div 100 \end{aligned}$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(3) 容量市場（kW価値）における秋田県の収入の取り扱い

本契約対象発電所は容量市場へ参加している。売電期間に秋田県が容量市場へ参加することで得られる秋田県の収入については、ペナルティが買受人に起因する場合を除き、本契約による精算は行わないことから、本要領別紙1「評価基準」に示す購入単価は、容量市場におけるkW価値を除く提案として取り扱うものとする。

なお、容量確保契約額は参加資格者のうち、希望する者にのみ提示する。

(4) 電力量料金の支払い

秋田県は、毎月、当該月の電力量料金を、納入期限を記載した納入通知書により買受人に通知し、買受人は納入期限までに秋田県へ支払うこと。なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、納入期限までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき所定の遅延利息を加算して秋田県へ支払わなければならない。

5 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約等に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結すること。

(2) 取引用計量器への通信線等の接続

買受人の希望により発電所内に設置した取引用計量器の計量値を遠隔計量（自動検針）により取得する場合は、事前に一般送配電事業者と協議し、遠隔計量（自動検針）の実施に必要な設備の設置の可否を確認するとともに、秋田県の承諾を受けたうえで、必要な工事を行うことができる。ただし、本契約終了時には速やかに原状回復するものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議のうえ決定し、秋田県に通知すること。

(3) 契約終了時の引継事務

買受人は、本契約終了時において次に秋田県と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 容量市場に係る秋田県の対応業務への協力

容量市場へ参加している発電所において、買受人は、電力広域的運営推進機関から秋田県へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務への協力を行うこと。

(5) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関に対する手続きは、買受人が行うものとする。

(6) 環境価値

売電電力には非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとし、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて協議するものとする。

(7) 発電バランシンググループの形成及びインバランスへの対応

買受人が発電バランシンググループの形成及びインバランスに関する対応（インバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(8) 受給運用に関する申合書

秋田県及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合書を双方協議の上、作成し締結するものとする。

(9) 守秘義務

秋田県及び買受人は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

このことは、本契約終了後においても同様とする。

ただし、秋田県が秋田県議会に対して決算報告等のため電力量や収入等を開示するなど、地方公営企業として業務運営上必要がある場合はこの限りではない。

(10) 受給地点の所在地等

秋田県営発電所の受給地点の所在地等を別紙 4 に示す。

(11) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、秋田県と買受人との協議により決定するものとする。